

2010年5月1日発行

発行 羽曳野市 市長公室 秘書課
〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1
072-958-1111 (代表)URL <http://www.city.habikino.osaka.jp/>
E-mail mailbox@city.habikino.osaka.jp

カメラ付き携帯電話のバーコードリーダーで左のQRコードを読み取ってください。「モバイルシティはびきの」をご覧ください。ただし、QRコードは欄外ウェブの登録商標です。

今月の表紙

表紙上部の写真は4/2に市役所南側にオープンした「親子ふれあい広場」にて遊ぶ子どもたちです。中段左側:4/1に供用開始した「市道羽曳が丘西34号線」中段右側:4/1に供用開始した「恵我之荘駅前オープンスペース」

もくじ

- 1 表紙
- 2 憲法週間
- 3 市民フェスティバル
- 4 平成22年度予算
- 6 財政健全化
- 7 人事異動・子ども手当・人権擁護委員法
- 8 人間ドッグ・国保
- 9 介護予防・国保・市民課
- 10 宅地防災月間・柏羽藤環境事業組合・水道
- 11 畑田家住宅・家族介護者教室・クリーンピア
- 12 陵南の森
- 14 図書館だより・白鳥児童館
- 15 LICはびきの
- 16 青少年児童センター・サラダボール
- 17 市民大学・水道・下水・新規採用職員
- 18 健康ファミリー
- 20 子育て支援センター
- 22 街かどから
- 24 国民年金・かかりつけ健康メール・東洋医療
- 25 制度・お知らせ・スポーツ
- 35 相談窓口
- 36 市民のページ・風流韻事
- 37 社協・警察
- 44 市民フェスティバル



羽曳野市

市章は“羽”の文字を抽象的に図案化し、シンプルに表現したもの。鳥のはばたきのような市の雄飛と発展性を示しています。

面積…26.44km²

人口…118,920人(前月比-88)

男… 57,024人

女… 61,896人

世帯… 48,641

(平成22年3月31日現在)

5月1日から7日までは
「憲法週間」です

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

育てよう 思いやりの心～

一人ひとりが人間として幸せに生きるために、生まれながらに持っている固有の権利を人権といいます。「職業選択の自由」「幸福を追求する権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権は、憲法で保障されています。

5月3日の憲法記念日を中心とする一週間(5月1日～7日)は憲法週間です。

だれもが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築くためにお互いの人権を尊重し、憲法の精神を守り育てましょう。

《憲法週間の行事》

市では、憲法週間に街頭啓発、特設人権相談などを実施します。



○街頭啓発・人権コーナーの開設

羽曳野市人権啓発推進協議会委員が「人権」の大切さを伝えながら、啓発物品をお配りします。また、人権の大切さを理解してもらうため、“人権コーナー”を開設します。

・街頭啓発

と き: 5月5日(祝) 9時30分頃～

と ころ: 峰塚公園(市民フェスティバル会場内)

・人権コーナー

と き: 5月5日(祝) 10時～15時

と ころ: 峰塚公園(市民フェスティバル会場内)

○特設人権相談の開設

毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題の解決を図るため、市内の人権擁護委員が相談に応じます。

①と き: 5月5日(祝) 10時～12時・13時～15時

と ころ: 峰塚公園(市民フェスティバル会場内)

②と き: 5月14日(金) 14時～16時

と ころ: 市役所別館3階会議室

人権推進課 【内線 1053・1054】